

役員等報酬規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人 神戸日の出会（以下「当法人」という）定款第8条および第21条の規定に基づき、役員（理事及び監事）及び評議員（以下「役員等」とする）の報酬等について定めるものとする。

(役員等の報酬等の算定方法)

第2条 役員等に対する報酬等の額は、次の各号による報酬等の区分に応じて定めるものとする。

- (1) 理事長等の報酬については、別表1に定める額。
- (2) 役員等が、理事会、評議員会、監事監査及び監査立会いする場合や、またその他法人行事に出席する場合、別表2に定める日当及び別途交通費を支給する。
- (3) 前項の規定にかかわらず、理事長、専務理事は、理事会等その他法人行事の出席について、日当は支給しないものとする。但し、交通機関利用等の実費は除く。また法人・施設業務のための出勤については、職員給与別紙手当支給表に準ずるものとする。
- (4) 名誉理事長及び最高顧問は、名誉職であることから、無報酬とする。
- (5) 役員等に対する退職慰労金は、別表3に定める額。
- (6) 評議員選任・解任委員の日額報酬については別表5に定める。

(報酬等の支給方法)

第3条 理事長、専務理事に対する月額報酬は、毎月末日に支払うものとする。但し、その日が休日及び金融機関の非営業日の場合はその前日とする。

2. 役員等に対する日当は、理事会等に出席した都度、支給する。その他、法人・施設業務のための出勤については前項同様の支払い方法とする。
3. 報酬等は、法令の定めるところにより控除すべき金額を控除して支給する。

(月額報酬等の日割り計算)

第4条 新たに常勤役員等に就任した者には、その日から報酬を支給する。

2. 月の途中で理事長、専務理事の変更があった場合は、月額報酬を日割り計算し支給する。（月額報酬×当該月の日数÷在職日数）

(役員報酬の上限)

第5条 役員報酬の報酬限度額は、別表4のとおりとする。評議員は定款に定めるものとする。

(公表)

第6条 当法人は、この規程をもって、社会福祉法第五十九条の二第三項に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(改廃)

第7条 この規程の改廃は、評議員会の承認を受けて行う。

(補則)

第8条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の決議を経て、別に定めることとする。

附則 この規程は、平成29年5月28日の定時評議員会の終結時より施行する。これに伴い、従前の「役員報酬規程」及び「法人役員日当旅費規程」は廃止する。

附則

平成29年 4月 1日	施行
平成30年10月 7日	一部改正
令和 1年10月 2日	一部改正
令和 1年11月 2日	一部改正
令和 2年 4月 1日	一部改正
令和 2年 6月 26日	一部改正

令和 3年 6月 25日より改正し、令和 3年 6月 26日より施行する。

令和 3年 6月 25日	一部改正
令和 4年 4月 1日	一部改正

別表1 (理事長等の報酬)

役職名	報酬の額
理事長	月額580,000円

専務理事の報酬月額については、設置するときに定める。

別表2

役職名			日額報酬
理事・監事・ 評議員	理事会・評議員会		20,000円
	監事監査及び監査立会い		20,000円
	上記の他、法人・施設業務のための出勤		10,000円
交通費	自家用車等	往復20km未満	500円
		往復20km以上	1,000円
	公共交通機関	実費	

理事会、評議員会が、定款に定める決議省略による方法によって開催された場合の報酬は、上記日額報酬の半額を支給することができる。

決議省略による方法によって開催された場合の報酬は、理事会にあっては、理事、監事に、評議員会にあっては、評議員に支給することができるものとする。

別表3 (役員等の退職金慰労金)

理事長	30,000円×在任年数
専務理事	25,000円×在任年数
非常勤役員	20,000円×在任年数
評議員	15,000円×在任年数

上記在任年数は1か年単位とし、端数は月割りとする。ただし、1か月未満は切り上げ。

別表4

役職名	報酬の限度額
理事長・理事	年額8,000,000円
監事	年額500,000円

別表5

役職名			日額報酬
評議員選任・解任委員	評議員選任・解任委員会		20,000円